

新潟県立新潟県央工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

ア 「いじめ未然防止・早期発見・いじめ認知時の対応」を行う委員会を組織する。

(ア) 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※事案によっては、学級担任、部活動顧問、その他関係のある教職員、また必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家等が加わる。

(イ) 実施する取組

a 未然防止対策

- ・いじめ未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・学年集会等やHRにおける指導
- ・「学校生活に関するアンケート」の実施と結果の分析
- ・教育相談、いじめ対応のための校内研修会の企画・立案
- ・要配慮生徒への支援方法の検討等

b 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施（年3回）と結果の分析
- ・教職員等の情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有等

(ウ) いじめが起きた場合、いじめ類似行為が起きた場合、あるいはいじめの疑いがある事案が起きた場合の取組

a 校長への報告

b 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・講堂の優先順位の決定
- ・関係生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施（必要に応じて）
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・県教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡や相談（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
- ・情報の集約と共有、記録の保存（5年間）

c 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、児童相談所等）との連携
- ・所轄警察署との連携

(エ) 取組の改善

本委員会において、「新潟県央工業高等学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取

組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) 校内研修

ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年3回以上実施し、適切な資料提供とともに教職員の資質向上を図る。

イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校のいじめ問題への取組に関しての評価を年1回以上実施し、評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり（発達支持的生徒指導）

すべての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学級づくり及び学習指導の充実

(ア) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに支え合い高め合える学級」を目指す。

(イ) 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「生徒一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、生徒一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

(ア) 人間としての在り方生き方に関する教育を教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

(イ) 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

(ア) 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

(イ) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実を図る。

(ウ) 各種生徒会行事において、いじめ根絶を呼びかけるなど、生徒の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

(ア) 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合い、助け合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

(イ) 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが人権感覚を磨き、生徒への指導に細心の注意を払う。

(ウ) いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、生徒自ら人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

(ア) P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

(イ) 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

(ウ) 学校評価や学校評議員を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

ア 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

- イ 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、特性を理解した上で指導にあたる。
- (4) ネットいじめへの対応（課題未然防止教育）
 - ア 学校内での携帯電話、スマートフォン等の使用を禁止する。
 - イ 「工業情報数理」やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - (ア) 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報を含むやみに掲載しないこと。
 - (イ) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。また、他人の写真等を含めた個人情報を許可無く記載しないこと。
 - (ウ) 有害サイトにアクセスしないこと。
 - ウ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- (1) 早期発見のための認識
 - ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
 - イ 日頃から、生徒の見守りや生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- (2) 早期発見のための手立て
 - ア 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送ることができるように配慮する。
 - イ 校務運営委員会や各月の定例職員会議、学年会において情報交換を行う。必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ウ 生徒との教育相談週間を年3回、保護者面談を年2回設定する。また、必要に応じて、生徒、保護者、学級担任による三者面談等を実施する。
 - エ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
 - オ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめアンケート」を工夫し、年3回及び随時実施する。
 - カ 保護者からの情報や悩みにも応えることができる相談体制を整える。
 - キ 県教育委員会の「いじめ相談窓口」の情報を周知する。

4 いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

- (1) 早期解決のための認識
 - ア いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - イ いじめたを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応
 - 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から支援を受け、外部専門家とも連携をとる。
- (3) 生徒・保護者への支援
 - ア いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
 - ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援

- 助を行う。
- エ いじめを解決する方法については、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- オ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- カ いじめを行った生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助にあたる。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ア いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を身につけさせる。
- イ はやし立てたり、同調したりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
- ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
- ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- イ 双方の生徒及び周囲の生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。